

熊谷市建設工事情報共有システム試行要領

(目的)

第1条 この要領は、熊谷市が発注する建設工事において、情報共有システムを試行するにあたり必要な事項を定め、工事施工中における受発注者間の業務の効率化を図ることを目的とするものである。

(用語の定義)

第2条 試行要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) 情報共有システム

公共工事において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

(2) 受注者

発注者と工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主に指す。なお、主任技術者等の関係者も工事情報の共有が可能である。

(3) 発注者

受注者と工事情報を相互に交換する立場にある監督員（総括監督員、担当監督員）を主に指す。なお、検査員や発注課所の関係者も各種工事情報の共有が可能である。

(4) 工事帳票

本要領における工事帳票とは、埼玉県土木工事共通仕様書で定義する「書面」をいう。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」の行為に必要な工事記録及びその添付資料のことをいう。

なお、情報共有システムによる監督日誌等の発議・提出・受理などの処理を行うことで、紙への「署名・押印」と同等の処理を行うことが可能であることから、「情報共有システム」で処理した監督日誌等も「書面」として認められる。紙と同等の原本性を担保するため、工事施工中においては監督日誌等の変更履歴を記録し、工事完成後においては、情報共有システムから電子データを移管しても受発注者の「押印・署名」と同等の記録が各監督日誌に記録されている必要がある。

(5) LGWAN-ASP

ASP（アプリケーションサービスプロバイダ）とは、インターネットを介してソフトウェアを提供する事業者のことをいい、熊谷市では、「LGWAN（総合行政ネットワーク）」という通信の安定性及びセキュリティが確保されたネットワークを介してのASPの使用を原則とする。

(情報共有システムの対象工事)

第3条 熊谷市が発注する工事を対象とし、対象工事である旨の表示は、特記仕様書及び公告文に明示するものとする。なお、記載例を下記に示す。

特記仕様書の記載例

<p>(情報共有システム対象工事)</p> <p>第〇〇条 本工事は、受発注者間で情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム運用の対象工事である。</p> <p>ただし、工事の内容や規模、地域要件等を勘案し、やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りではない。</p> <p>実施にあたっては、「熊谷市建設工事情報共有システム試行要領」に基づくものとする。</p>

公告文の記載例

記載欄	記載内容
1 入札対象工事 (6) その他	本工事は、公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステム（情報共有システム）を活用する工事である。

(システムの選定)

第4条 使用する情報共有システムは、国土交通省が発出する「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」の最新版を満たすシステムを標準とし、「LGWAN」を介した使用ができるもの。

(対象とする工事帳票)

第5条 情報共有システムで対象とする工事帳票は、監督職員との協議とし、別紙に定める情報共有システム事前協議チェックシートにより行う。

(検査)

第6条 情報共有システム上で処理した工事帳票等は電子データを利用した検査（電子検査）を原則とするが、実施にあたっては、情報共有システム事前協議チェックシートによる受発注協議において決定する。

(検査後の工事帳票等の納品)

第7条 情報共有システムで処理を行った工事帳票一式は、工事完成時に電子媒体（CD-R等）で納品するとともに、受注者は工事検査日の翌月まで、情報共有システムで工事帳票のダウンロードが可能な状態にしておくこと。

(情報共有システム利用に係る経費)

第8条 情報共有システムの利用に係る経費（登録料及び使用料）は、共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれる。

(セキュリティ関係)

第9条 受発注者は、情報漏洩防止の観点からID・パスワードの管理の徹底、ウィルス対策の徹底、個人情報等機密情報の管理徹底、工事関係データの管理徹底（定期的なバックアップなど）等、情報セキュリティに関する基準、法令を遵守すること。

(その他)

第10条 本要領に定めがない事項に関しては、「土木工事等の情報共有システムの活用ガイドライン」（国土交通省）を準用するほか、受発注者協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和5年4月1日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用する。

別紙 情報共有システム事前協議チェックシート

情報共有システム事前協議チェックシート（案）

1. 工事名及び協議参加者 実施日 令和5年7月18日

工事番号				
工事名称				
工期開始日				
工期終了日				
発注者	発注課所名			
	役職名	(副)監督員	(主任)監督員	(監督員)
	参加者名			
	役職名			Email
受注者	会社名			
	役職名	(監理技術者)	(現場代理人)	
	参加者名			Email

2. 利用ソフト等

対象書類	ファイル形式(拡張子)	発注者利用ソフト(Ver.を含めて記載)	受注者利用ソフト(Ver.を含めて記載)
工事帳票	Word形式 (.docまたはdocx)		
	Excel形式 (.xlsまたはxlsx)		
	PDF形式 (.pdf)		
	その他(.xxx)		
工事写真 (*1)	JPEG形式(.jpg)またはTIFF形式 (.tif)	-	
工事完成図	SXF形式(.sfxまたはsfxz)		

3. 工事帳票の交換・共有方法

情報共有システムの利用	システムの名称(*3)	<input type="radio"/> 利用する	<input type="radio"/> 利用しない(*2) 理由:
	機能	必須利用機能	任意利用機能
		<input type="checkbox"/> 申請書類作成機能 <input type="checkbox"/> クラウド機能 <input type="checkbox"/> 書類管理機能 <input type="checkbox"/> 申請書類等出力・保管支援機能	<input type="checkbox"/> 掲示板機能 <input type="checkbox"/> スケジュール管理機能

4. 書類の取り扱いについて

対象書類 (*4)	フォルダ構成		書類名称	提出方法	預置方法	納品方法	備考
工事帳票	施工計画	計画書	工事写真				
			再生資源利用計画書				
			再生資源利用促進計画書				
			工事登録証明書				
			設計図書の見直し確認資料				
		設計照査					
		工事測量成果表					
		工事測量結果					
		施工体制					
		施工管理	監督日誌	監督日誌(指示)			
			監督日誌(協議)				
			監督日誌(承諾)				
			監督日誌(提出)				
			監督日誌(報告)				
			監督日誌(通知)				
		関係機関協議	関係機関協議資料				
		近隣協議	近隣協議資料				
		材料確認	材料承認書				
		段階確認・立会額	段階確認・立会額				
	施工状況	安全管理	工事事故報告				
		工程管理	履行報告	工事履行報告書			
		出来形管理	数量計算書	出来形数量計算書			
		品質管理	品質証明資料	材料品質証明資料			
			品質証明書				
		報告書等	総合評価履行報告書				
		建設	新技術活用関係資料				
		リサイクル	再生資源利用計画書(実施書)				
		再生資源利用促進計画書(実施書)					
	創意工夫	創意工夫・社会性等に関する実施状					
	イメージアップ	イメージアップの実施状況					

5. 成果品（「4. 対象書類」において電子納品とした成果品を対象に協議）

電子媒体	部	媒体種類	<input type="checkbox"/> CD-R	<input type="checkbox"/> DVD-R	<input type="checkbox"/> その他
印刷物	部	印刷対象			
		形式	<input type="checkbox"/> 製本	<input type="checkbox"/> ファイル綴じ	<input type="checkbox"/> その他

【記載要領及び留意事項】

- *1 納品写真ファイル形式はJPEGとなりますが、添付の参考図面等についてはTIFF形式でも可となります。
- *2 「熊谷市建設工事情報共有システム試行要領」の第5条に基づき決定してください。
- *3 「その他」を選択した場合は () 内にシステム名を記入してください。
- *4 項目に記載の無い書類がある場合は適宜行を追加してください。